

郡山市民生委員・児童委員候補者選任要領

平成元年6月10日制定
平成4年5月1日一部改正
平成7年5月1日一部改正
平成9年4月1日一部改正
平成11年4月1日一部改正
平成13年1月6日一部改正
平成19年9月14日一部改正
平成22年4月12日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成25年7月24日一部改正
平成27年4月1日一部改正
[保健福祉部保健福祉総務課]

1 趣旨

この要領は、適格な民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）候補者を選任するために必要な事項を定める。

2 民生委員の適格要件

（1）民生委員としての適格者

- ア 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- イ その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- ウ 生活が安定しており、健康であって、民生委員活動に必要な時間を割くことができる者
- エ 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- オ 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

（2）民生委員としての不適格者

- ア 市議会議員の選挙権を有しない者
- イ 雇用されている者及び自営業者で多忙であり留守がちな者
- ウ 傷病または病弱なため民生委員として職務を遂行することが困難な者
- エ 民生委員としてふさわしくない破廉恥罪等非行のあった者
- オ 民生委員としての立場や活動を自己の政治目的のために利用した者

3 年齢

今日の地域及び地域住民をとりまく社会情勢が推移するなかにあって、民生委員が地域住民の信頼を得、期待に応えるためには、社会福祉に対する理解と熱意があり、かつ地域の実情に精通した者であって、将来にわたって積極的な活動を行う見地から、次の年齢要件を満たすこと。

- （1）原則として75歳未満の者であること。
- （2）前号の年齢は、内申時現在の年齢とする。ただし、一斉改選時にあっては、委嘱予定日現在の年齢とする。

4 再任者の選任

民生委員の改選にあたって、現職の民生委員について選考を行う場合は、次に掲げる活動実績等を具体的に検討して十分な活動が期待できる者であること。

- (1) 民生委員協議会出席率が原則70%以上の者
 - (2) 活動記録の提出実績
 - (3) 援護活動の実績
 - (4) 各種社会調査の実施実績
 - (5) その他地域福祉推進のための活動状況
- 5 選任に当たっての留意事項
- (1) 民生委員協議会の適切な組織運営を確保するため、男女の均衡に配慮し選任にあたること。
 - (2) 民生委員活動のなかで、妊産婦の保健福祉、母親クラブ、子供会等の育成援助、青少年不良化防止活動、母子活動及び要保護女子の援護指導等については、女性の特性を生かした地域福祉活動が強く要請されているので、これらの問題について理解と関心を有し、かつ積極的な活動が期待できる女性の民生委員の選任に努めること。
 - (3) その他
公務員、公共企業体職員、会社員等常勤の職員を民生委員に内申するときは、任命権者または雇用主等の承認を得たことを証する書面（第4号様式）を添付すること。

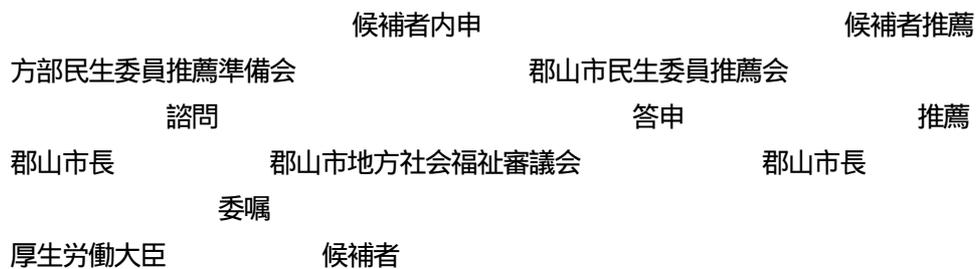
6 候補者の内申

郡山市方部民生委員推薦準備会設置要綱の定めるところに従い、内申名簿（第1号様式）内申調書（第2号様式）及び個人調書（第3号様式）を保健福祉部保健福祉総務課へ提出すること。

なお、個人調書については、方部民生委員推薦準備会において候補者の人選後、本人に記入してもらうこと。

7 その他

- (1) 委嘱決定されるまでは、関係者以外は秘密とすること。
- (2) 委嘱経路は下記のとおり



附 則

この要領は、平成元年6月10日から施行し、平成元年12月1日付一斉改選にかかるものから適用する。

附 則

この要領は、平成4年5月1日から施行し、平成4年12月1日付一斉改選にかかるものから適用する。

附 則

この要領は、平成7年5月1日から施行し、平成7年12月1日付一斉改選にかかるものから適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。